

奈良県指定介護老人福祉施設に係る入所指針

1 目的

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホームをいう。以下単に「施設」という。）の入所に関する基準を明確にし、入所にいたるまでの過程の公平性・透明性を確保することにより、介護保険制度の理念に則った施設入所を円滑に進めることを目的として、この指針を定める。

2 入所検討委員会

施設は、入所の選考に係る事務を行うため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員等で構成する。ただし、検討過程の公平性を確保するため、委員会が必要と判断した場合は、第三者委員（当該法人の評議員等をいう。）の参加を求めることができる。

(2) 委員会の運営

委員会は、原則として月1回開催する。ただし、次項の優先入所対象名簿を更新、補充する等必要が生じた場合には、随時開催する。

(3) 委員会の事務

委員会は、別に定める指定介護老人福祉施設入所申込及び優先入所検討要領（以下「要領」という。）に基づき、入所申込者名簿における優先入所対象者の選定及び入所順位の決定を行い、優先入所対象者名簿の作成を行う。

(4) 記録の保管及び公表

- ① 施設は、優先入所対象者の選定過程、入所順位の決定及び入所対象者の決定に関する記録を2年間保存するものとする。
- ② 施設は、市町村又は都道府県からの求めがあったときは、入所申込者及び家族のプライバシーに配慮した上で、記録を提出するものとする。

3 入所決定手続き等

施設入所の申込みその他の入所決定に係る手続き等については、要領に定めるところによる。

4 適正運用

- (1) 県及び奈良県市町村介護保険制度推進協議会は、この指針を公表するとともに、この指針の適正な運用について、施設に対して必要な助言を行うものとする。
- (2) 施設は、この指針に基づき適正に入所の選考・決定を行うものとする。
- (3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、この指針の内容について適切な説明を行うものとする。
- (4) 委員会の委員は、その事務の中で知り得た個人情報については、守秘義務を負う。
- (5) 市町村と関係団体が当該市町村に所在する施設を対象として、この指針と同様の趣旨で指針を策定する場合は、この指針は適用しない。

5 附 則

- (1) この指針は、平成15年2月5日から施行する。
- (2) この指針による入所決定の運用は、平成15年4月1日から開始する。
- (3) この指針の運用について見直す必要が生じた場合は、随時見直すものとする。見直しに当たっては、この指針の策定者である入所指針検討委員会で協議するものとする。